

千葉県入札監視委員会平成20年度第1回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成20年7月31日(木) 千葉県教育会館203会議室	
委員	小野 理恵(千葉大学法経学部准教授) 【欠席】 高橋 彌(千葉工業大学非常勤教授) 服部 岑生(千葉大学大学院教授) 藤井 一(弁護士) 丸山 英氣(中央大学法科大学院教授) (敬称略・五十音順) 委員長 委員長代理	
審議対象期間	平成19年10月1日~平成20年3月31日	
審議案件	5件	(備考) 1 審議期間中に22件の低入札調査があったことを報告した。 2 審議期間中に13件(21社)の指名停止があったことを報告した。
一般競争	1件	
指名競争	3件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課建設業・契約室)

TEL 043-223-3116

意見・質問	回答
<p>1 一般競争入札 【袖ヶ浦浄水場監視制御設備更新工事】</p> <p>価格以外の評価について、説明では最高が120点とのことだが、資料では配点合計は19点にしかない。制度の概要等について説明してほしい。</p> <p>開札調書に記載されている「評価値」について説明してほしい。</p> <p>総合評価制度は、入札金額以外のことも含めて総合的に判断するものだが、技術加算点が最高20点というのは低すぎるのではないか。</p>	<p>技術評価上の配点については、最高点を取得した入札者に加算点として20点を与え、他入札者は按分により算定したうえで、全入札者に標準点として一律100点を加えています。</p> <p>加算点が高くなるほど、価格以外の評価割合が大きくなっていくこととなりますが、千葉県では全入札において加算点の最高を一律20点としています。</p> <p>評価値は、技術評価点を入札価格で割ったものを比較しやすい数字に調整したものです。価格と価格以外の技術点によるパフォーマンスの合計が発注者側に有利なほど、数値は高くなっていくこととなります。</p> <p>総合評価制度について、本格導入前に平成18年度に試験的に行った際の技術加算点の最高は10点でした。平成19年度に、最高を20点としたところ、入札金額が高い入札者が受注する、いわゆる「逆転現象」も見られるようになってきています。制度内容については、今後も総合評価検討委員会等の意見を踏まえ、より適切となるよう検討を続けてまいりたいと思っています。</p>

意見・質問	回答
<p>この基準について、企業庁と県は同一なのか。</p> <p>総合評価制度について、入札業者からの意見・反応はどのようなものがあったか。</p> <p>他の入札者に対する評価についても公表し、各入札者が比較できるようにしてはどうか。</p> <p>技術評価における施行計画について、評価ポイントが抽象的ではないか。具体的にはどのように判断しているのか。</p>	<p>企業庁については、県の基準に準じて規定を定めています。総合評価制度については、基本的には全県共通の基準により実施しているものと理解しています。</p> <p>入札参加業者については、公告により制度の内容を理解した上で応募しているため、制度に対しての意見は特にきていません。なお、技術評価点の内容について当初は非公開でしたが、入札者等の要望により、自社の評価内容のみは申請があれば公開するように変更しています。</p> <p>技術計画の内容等については、企業秘密に関わることが考えられるため、他入札者への公表については考えていません。</p> <p>本入札については、給水を止めずに工事を行う点を重視し、評価項目について評価ポイント6項目を設定したうえで、獲得ポイント数に応じて評価点を与えることとしました。なお、評価方法については内部で原案を作成した後に、部内の技術審査会で審査後、外部の学識経験者等の意見聴取を経て決定しています。</p>

意見・質問	回答
<p>入札参加業者は設計図書を閲覧することはできるのか。</p> <p>設計図書を閲覧することにより、施行計画の評価ポイントを判断することはできるか。</p> <p>入札参加業者は設計に加わっているのか。</p> <p>2 指名競争入札 【住宅市街地盤整備（中烏田改良工その5）工事】</p> <p>契約解除後の具体的な対応はどのようなものか。</p> <p>4月18日に契約解除をしたとのことだが、指名停止した日はいつか。</p> <p>入札に参加した残りの業者はその後、どうなっているのか。</p>	<p>公告開始日から、閲覧可能となっております。</p> <p>評価ポイントは非公開であり、設計図書からも判断はできません。</p> <p>設計には加わっていません。</p> <p>4月18日に契約解除をした後、それに伴い5月15日に前払金過払分の返還請求、5月26日に違約金として契約金額の1割、賠償金として2割を請求しました。</p> <p>指名停止は、3月17日です。逮捕を確認したうえで指名停止をしました。</p> <p>検察庁に照会をして、略式起訴された事実を確認したうえで、6月5日に指名停止をしました。</p>

意見・質問	回答
<p>当時指名した12者について、各付はどのようなになっていたか。</p> <p>あらたに入札をしたとのことだが、その業者選定はどのように行ったか。</p> <p>落札率が97.2%という結果から見ておかしいと思うべきではないか。</p> <p>契約解除のあと、工事はどうなったのか。</p> <p>新たに発注した際の指名業者は、当初の業者は入っているのか。</p> <p>新聞等の報道によれば、地域ぐるみで談合をしているようにとれるが、どのように思われるか。</p>	<p>内訳は、A等級が6者、B等級が6者です。</p> <p>君津地域整備センター管内では、Aが7者、Bが18者合計25者で、うち12者が指名停止であることから、技術面を考慮し市原管内の業者等を含め選定しました。</p> <p>様々な要因があり、落札率だけでは、一概に言えません。</p> <p>今年7月4日、あらたに工事を発注し、別の業者が受注しました。</p> <p>当初指名した業者は、全て指名停止となっていることから入っておりません。全て新規の指名業者にて行いました。</p> <p>発注者ではそのようなことが無いように、指名業者数を増やすなどいろいろ取組みをしているところです。談合に関しては、昨年度からペナルティを強化しており、指名停止期間が1年間となった。本件は現実にこの対象となり、この間県発注工事の元請も下請も一切できなくなり、会社の存続に多大な影響を及ぼしていることも事実なので、今回で周りの業者も十分認識していると思われます。</p>

意見・質問	回答
<p>3 指名競争入札 【市川市鬼越1丁目16番地外1ヶ所下水道関連配水管布設替工事(その2)】</p> <p>落札者のほか、もう1社も同額で入札されているが、どのように落札者を決定したのか。</p> <p>予定価格と落札価格が100%となっているが、新聞報道によると、不自然とのことだが、原因はあるのか。</p> <p>発注機関によっては、100%落札が数件あり、高落札の傾向だが、どうしてか。</p> <p>予定価格を超えて応札することが不可解だと思う。100%応札額でも契約できるのか。</p>	<p>2者同額なので、くじ引きで落札者を決定しました。</p> <p>競争入札による業者間の競争の結果だと考えていますが、結果として、競争性が発揮されなかったことは残念と考えています。</p> <p>事前公表しているので、受注者は、予定価格は承知している。後日、事情聴取したところ、手持ち工事、さらには作業効率・道路事情が悪い等のさまざまな要素もあり、高めになったとのことです。</p> <p>事業者からの聞き取りの結果では、入札辞退すると、指名されたことに対して発注者に失礼となり、ペナルティがあると考えたとのことです。また、千葉県では、8月以降予定価格を超える入札の取扱は、無効とする制度改正の措置を執っております。</p>

意見・質問	回答
<p>積算単価等の見直しはあるのか。</p> <p>市川水道事務所の地域に偏って100%の入札は、原因があるか。</p> <p>4 指名競争入札 【循環器病センターサーバー室空調設備他改修工事】</p> <p>指名競争入札の辞退者が多いのはなぜか。</p> <p>12社指名を行い、5社入札となっているが、指名が可能な業者数は何社あったか。</p>	<p>直接経費は、水道局の基準書に拠っておりますが、交通整理等の間接経費などは、市街地性を考慮し、適正な対応を図ることとしています。水道局において四半期毎に改正しています。契約の途中で、原油や鋼材の高騰があれば、単価のスライドを行います。</p> <p>市川水道事務所管内の工事量は、他の水道事務所管内に比べ多くなっており、1者あたりの指名回数も多くなっています。市川水道事務所では、6月から競争性を高めるため、指名業者数を12者から18者に増やし、指名業者の対象区域も拡大して実施しています。</p> <p>千葉県建設工事指名業者選定名簿から選出し、指名しましたが、結果として辞退者が多かったと認識しています。理由の多くは「従業員不足」とされていました。</p> <p>正確な数字は把握しておりませんが、100社以上はありました。</p>

意見・質問	回答
<p>指名業者選定基準では、12社以上の指名が必要とされている。今回のように7社が辞退し5社のみが参加では、参加業者数が少ないと思われる。実質的な参加業者数が12社になるよう制度の改革などができれば良いと思うが、どうか。</p> <p>工事に係る入札執行時期及び工期についてはどのように決めたか。</p> <p>稼動状況にある病院での工事という点で特殊性もあり、年度末の工期設定としたために、辞退業者が多かったのではないか。施行時期及び工期などが短いと感じなかったか。</p> <p>既存空調設備の老朽化により、本件工事を実施とあるが、平成10年2月に設置された空調設備が老朽化したということか。</p>	<p>現行制度では、指名前に意思を確認することは不可能ですし、入札後の他社追加指名を行うことも難しい状況です。</p> <p>新病院情報システムの進捗状況に合わせ、工期を考慮しつつ、設計及び入札を執行しました。</p> <p>発注機関としては、工期が短いという感覚はありませんでした。</p> <p>既存空調設備は老朽化しております。今回の工事は病院情報システムの新旧両サーバー同時稼動時における熱量を考慮した結果、既存空調設備の能力では不足するとの結論に達したためです。現在、サーバー室内には空調機が1台あるのみで、故障した場合には、室内に設置されているサーバー機器を停止せざるを得ない状況になるため、今回、空調機を増設し、既存の空調機を予備機として使用し、空調機を2台体制とするものです。</p>

意見・質問	回答
<p>本件は年度末に行なう病院での工事であり特殊専門性の強い工事なのか、または汎用的な工事か。</p> <p>業者としては、特殊性が強い工事であり、コストパフォーマンスなどの要素から辞退をしたのではないかと。継続性が高い工事であるならば、少々利益が薄くとも入札に参加したのではないかと。</p> <p>5 随意契約 【鹿島川上流 排水路護岸工事(その5)】</p> <p>随意契約を行った理由を簡単に言うとどんなことになるのか。</p>	<p>入院患者のいる稼働中の病院での工事でありますので、電気工事などは細心の注意が必要とされ、高い技術力も必要と考えておりますので特殊性が強い工事と思われれます。心電図・脈拍などの生体情報モニターを装着した入院患者もいるなかでの電気配線工事が含まれているため、安全性を重視しつつ指名業者の選定を行いました。</p> <p>辞退の理由として多かったのが従業員不足でありました。年末から年度末における工期でありましたので、業者側も他の工事と定期的重なったのではないかと認識しています。</p> <p>(その4)工事の直上流部に法面の崩落と木柵の倒壊が確認され、水衝部でもあることから、崩壊の進行を抑える対策を早期に必要となりました。</p> <p>(その4)工事から直近上流部で即時に工事に入ることができるということ、重機の搬入などのコスト削減となること、(その4)工事から引き続き円滑に工事を行うことができるため、以上の要因より随意契約を締結しました。</p>

意見・質問	回答
<p>地方自治法施行令の条文解釈からすれば、入札した場合に不利と認められる場合というのは、積極的に随意契約を行っても良いということではないし、これを理由に随意契約を締結するというのも一般的には理解しにくいのではないかと。金額的にも1200万円と安い価格の工事ではない。緊急性の高い工事では仕方がないと思うが、今回の案件については、やはり競争入札にすべきだと思う。</p>	<p>鹿島川は稲作等の用水にも使用している。クラック等が入っているのを放置し、法面が本格的に崩落を起こし、河道を塞ぐことになるとすると多大な影響が発生します。しかしながら、稲作等に影響を与えないように稲刈り後の翌年秋以降まで、崩落を放置するというのも安全上から選択できないということもあります。以上のことから、(その4)工事の施工から、仮設工などの事前準備にかかる日数が短縮でき、重機等の搬入等のコスト的にも削減できること、稲作等の放水期である3月までに工事が完了できること、などを考慮して、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づく随意契約を行いました。</p>

委員講評

発注者側が制度の改善を重ねたとしても、受注者側の意識が変わらないとどうにもならないという問題があるのではないかと。

入札者が様々な事業を考慮し、入札した結果が「低入札」であり、「100%入札」であり、「入札辞退」となっていることを考えると、予定価格を事前公表していることによる影響というものが少なからずあるのではないかと。

「どこから、誰から見ても疑うことなく、制度の運用ができる」ようになってくれればと思う。

総合評価落札方式が機能することを願う。

「入札は実質的な参加者を増やさないと公正な入札にならない」と思う。

不透明性を排除するということも大切だが、入札制度を改善することによって、県費そのものが節約できたということを大きな声でいうべきではないかと。

各発注者から説明を受けたが、「すうっと、胸のつかえがとれない」様な気がする。例えば、辞退者が多いというのは、予定価格が適正なのか等検討しなければならない。